

(社)日本証券アナリスト協会
GIPSセミナーシリーズ 第3回

「パフォーマンス計算と公正価値の考え方」

GIPS基準における公正価値の考え方(GIPS 評価原則)と実務上の留意点および課題

2010年12月8日

あずさ監査法人

神谷精志 (あずさ監査法人 金融本部/第1事業部)

SAAJ投資パフォーマンス基準委員会委員

GIPS Verification / Practitioner 小委員会委員

日本公認会計士協会 業種別委員会 GIPS専門部会検討メンバー

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、特定の状況を綿密に調査した上でプロフェッショナルが下す適切なアドバイスに従ってください。

本稿に述べる内容や意見はすべて筆者の私見によるものであり、筆者の所属する法人の意見を代表するものではありません。

本日の内容

- ◆GIPS基準における公正価値の考え方(GIPS評価原則)と実務上の留意点および課題
 - GIPS 2010年改訂版におけるポートフォリオ評価
 - ✓ ポートフォリオ評価に関する重要な変更
 - ✓ 「GIPS評価原則」について
 - ✓ 「公正価値」と「検証」
 - GIPS基準と既存の評価方法との差異分析
 - ✓ 「GIPS評価原則」と既存の評価基準
 - ✓ 会社の現状評価
 - 実務上の留意点および課題
 - ✓ ポートフォリオ評価に係る実務上の留意点および課題



GIPS 2010年改訂版におけるポートフォリオ評価

ポートフォリオ評価に関する重要な変更

◆ 公正価値評価の導入と検証基準の変更

ポートフォリオ評価に関しては、GIPS基準の2010年改訂により、公正価値による評価の導入と検証基準の改訂という重要な変更が行われている。

ー 入力データ

- ✓ 2011年1月1日以降の運用実績については、ポートフォリオは、第Ⅱ章における公正価値の定義およびGIPS評価原則に従って評価しなければならない(I.1.A.2)。

ー 検証の範囲と目的

- ✓ 会社の方針と手順が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていなければならない(IV.A.2.b)。

ー 検証手続

- ✓ データのレビュー: 検証者は、以下の事項の取り扱いが会社の方針と整合していることを確かめるため、選定したポートフォリオについて十分な手続を実施しなければならない。(cf. デリバティブを含む投資に関する会計処理および評価方法(IV.B.2.d.v))

「GIPS評価原則」について

◆ GIPS基準における公正価値による評価の必須化

「GIPS基準は、2011年1月1日付で、会社が以下に掲げる定義および必須事項に従って公正価値による方法を適用することを必須としている。」(GIPS評価原則)

— II.A.公正価値の定義

- ✓ 公正価値は、十分な知識と思慮に基づいて行動する自発的な当事者間で行われる独立した立場 (arm's length) での現在の取引において、ある投資対象が交換されるであろう価格と定義される。
- ✓ 同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格 (quoted market price) が入手可能である場合には、それを使用して評価を決定しなければならない。
- ✓ 同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格が入手できない場合には、会社による時価の最良推計値で評価しなければならない。公正価値には、経過利子を含めなければならない。

「GIPS評価原則」について

◆ GIPS基準における評価階層の位置づけ

以下は、勧奨事項であるものの、会社は、コンポジットの評価階層が第Ⅱ章のGIPS評価原則で勧奨される階層と大きく異なるときは、その旨を開示しなければならない。(Ⅱ.B.8)

ー Ⅱ.C.1.評価階層

- a. 同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格(quoted market price)。
- b. 活発な市場での類似の投資対象に関する客観的かつ観察可能な公表価格(quoted market price)。
- c. 活発ではない市場(投資対象の取引がほとんどなく、価格が最新のものではなく、もしくは気配値が時点および/またはマーケット・メーカーによって、大きく変動するような市場)における、同一または類似の投資対象の公表価格(quoted price)。
- d. 投資対象について、公表価格(quoted price)以外の、観察可能な市場に基づくインプット。
- e. 測定日に市場が活発ではない場合における、投資対象の主観的で観察不可能なインプット。

「GIPS評価原則」について

◆ 不動産に関する評価

2011年1月1日以降の運用実績については、不動産投資は、第Ⅱ章における公正価値の定義およびGIPS評価原則に従って評価しなければならない(Ⅰ.6.A.1)。

— 不動産の評価に関する追加的な必須事項(GIPS評価原則)

- ✓ 不動産投資は外部評価しなければならない(Ⅱ.B.9)。
- ✓ 外部評価のプロセスは、関連する評価基準設定・運営主体の実務慣習に従っていなければならない(Ⅱ.B.10)。
- ✓ 会社は、評価人または鑑定人の報酬が投資対象の評価額に応じて決まるような外部評価を使用してはならない(Ⅱ.B.11)。
- ✓ 外部評価は、独立した外部の、専門職として認定、公認、または免許された商業用不動産を評価する資格のある評価人または鑑定人により行わなければならない。そのような専門職が存在しない市場においては、会社は、適格な独立した不動産の評価人または鑑定人のみを使用するよう必要な措置を講じなければならない

※尚、公に取引される不動産証券等は、不動産とはされず、上記基準の対象とはならない。

「GIPS評価原則」について

◆ プライベート・エクイティに関する評価

2011年1月1日以降を期末とする期間については、プライベート・エクイティ投資は、第Ⅱ章における公正価値の定義およびGIPS評価原則に従って評価しなければならない(Ⅰ.7.A.1)。

— プライベート・エクイティの評価に関する追加的な必須事項(GIPS評価原則)

- ✓ 選択された評価方法は、投資対象の性質、事実および状況に基づき、当該投資対象に最も適合したものでなければならない(Ⅱ.B.17)。

「公正価値」と「検証」

◆GIPS検証の対象範囲(Scope)

✓公正価値か否かの検証 (cont.)

- 文書化された会社の評価方針と手続、特に評価階層の定めなどが、GIPS評価原則その他の必須基準に準拠した評価が行えるよう設計されているかどうかを評価する(IV.A.2.bの趣旨)
- データのレビュー: 選定したポートフォリオに対する十分な手続の実施(IV.B.2.d.v.デリバティブを含む投資に関する会計処理および評価方法)
- 準拠提示資料のサンプルに対する十分な手続の実施(IV.B.2.f)

即ち、評価方針と手続のデザインを評価する上で、選定したサンプルについては、方針通りの処理が適用されているか、必須とする情報と開示のすべてが含まれているかどうかを個別に確認する必要がある。

GIPS基準と既存の評価方法との差異分析

「GIPS評価原則」と既存の評価基準

◆ 日本における評価方法の現状

日本においてGIPS基準に準拠している「会社」は、業界慣行として、一般に以下の基準にしたがってポートフォリオの評価を実施している。

－ 投資一任契約資産について

- ✓ 企業年金連合会(旧厚生年金基金連合会)の「厚生年金基金における年金資産時価評価について」に準拠するほか、企業会計審議会の「金融商品にかかる会計基準」等に従うものとする。

－ 投資信託財産について

- ✓ 社団法人投資信託協会の「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」、「投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議」に準拠するほか、企業会計審議会の「金融商品にかかる会計基準」等に従うものとする。

「GIPS評価原則」と既存の評価基準

◆ 評価原則の比較



上記の各基準ともに、評価原則には公正価値の概念が反映されているものの、「GIPS評価原則」の評価階層は、各基準における評価階層と完全には一致していない。

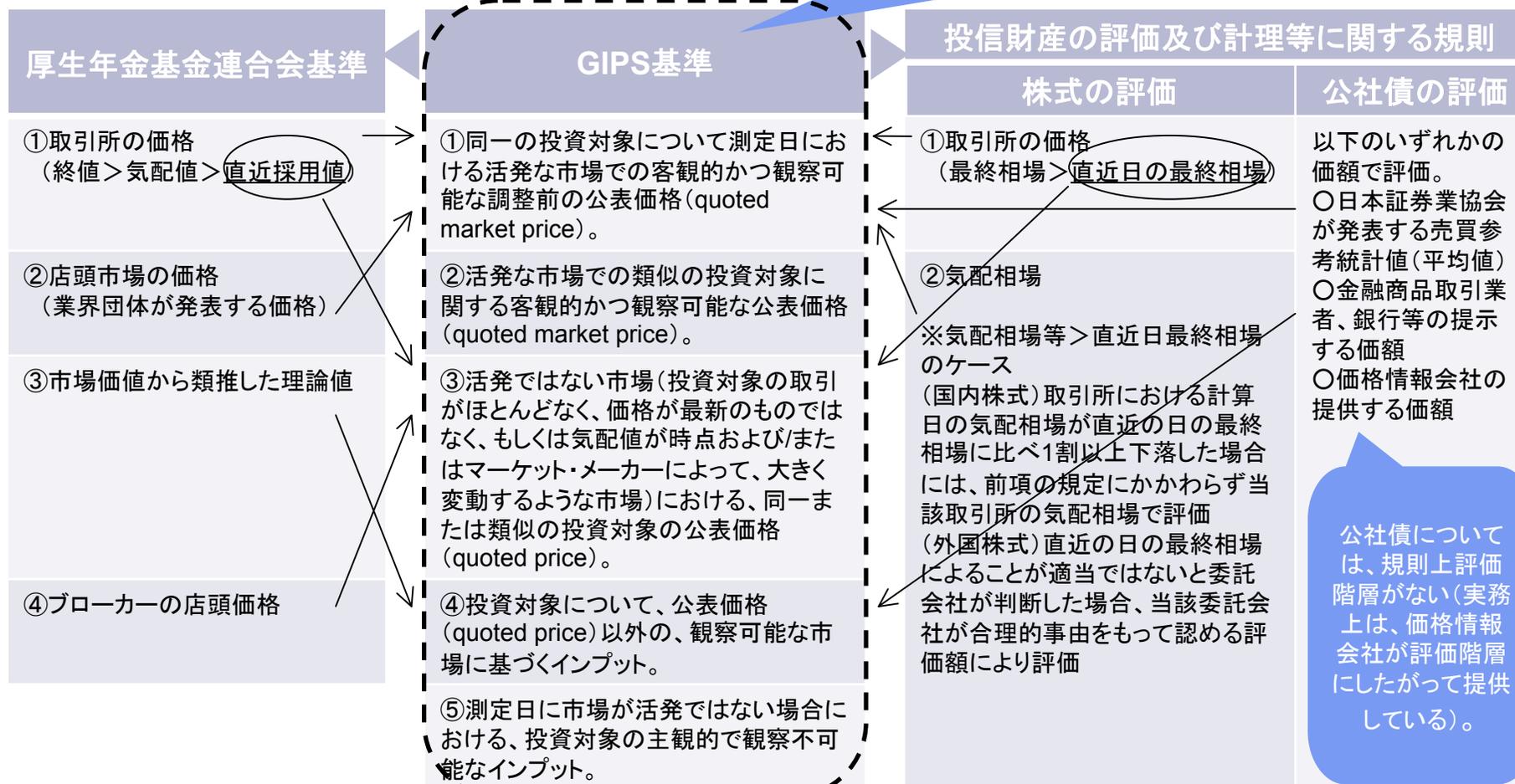
2010年12月8日

GIPS 評価原則と実務上の留意点および課題

「GIPS評価原則」と既存の評価基準

◆ 評価階層の比較

直近日の終値は、評価階層上、相対的に低位にある



公社債については、規則上評価階層がない(実務上は、価格情報会社が評価階層にしたがって提供している)。

2010年12月8日

GIPS 評価原則と実務上の留意点および課題

会社の現状評価

◆GIPS 2010年改訂版に対する会社の対応状況 (伝統的資産 — 除く、不動産、プライベート・エクイティ)

	実施済の事項	未実施の事項
対応可能	<ul style="list-style-type: none"> ● 公正価値の概念を反映した評価基準を採用していること。 ● 社内規程において、評価基準を規定していること。 ● 信託レポート等との照合により、評価価格の妥当性を確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● デリバティブを含む投資の場合に、評価方針を明確に文書化すること。 ● 会社の投資対象資産について、評価階層を網羅的に文書化すること(投信の公社債等、評価階層が準拠規則上設けられていない場合に留意)。 ● 会社が策定している評価方針通りに評価するための手続を文書化すること。 ● 文書化された方針および手続通りに実施している評価手続結果を第三者が確認できるように記録すること。 ● デリバティブを含む投資の場合に、評価モデルおよび評価の前提条件等が合理的であり、一貫して適用されていることを確認すること。
対応不可		<ul style="list-style-type: none"> ● 業界慣行となっている評価基準を「GIPS評価原則」における評価階層と一致するように変更すること。

会社の現状評価

◆GIPS 2010年改訂版に対する会社の対応状況 (不動産)

	実施済の事項	未実施の事項
対応可能	<ul style="list-style-type: none">● 独立した外部の、専門職として認定、公認、または免許された、商業用不動産を評価する資格のある評価人または鑑定人による評価が行われていること。● 外部評価のプロセスは、関連する評価基準設定・運営主体の実務慣習に従って行われていること。	<ul style="list-style-type: none">● 私募ファンドについては、定期的に外部評価が行われていないこと。
対応不可		<ul style="list-style-type: none">● 現在のところ、明確な事項はなし

会社の現状評価

◆GIPS 2010年改訂版に対する会社の対応状況 (プライベート・エクイティ)

	実施済の事項	未実施の事項
対応可能	<ul style="list-style-type: none">● 投資時のデューデリジェンスにおいて、ファンドが選択している評価方法が、投資対象の性質、事実および状況に基づき、当該投資対象に最も適合したものであることを確認すること。● ファンドから入手した評価額により評価すること。	<ul style="list-style-type: none">● 社内規程において、評価基準を規定していること。● 会社が策定している評価方針通りに評価するための手続を文書化すること。
対応不可		<ul style="list-style-type: none">● 現在のところ、明確な事項はなし

実務上の留意点および課題

ポートフォリオ評価に係る実務上の留意点および課題

- ◆GIPS基準の2010年改訂に伴い、ポートフォリオ評価に関する「評価方針」について、実務上、「会社」が留意、または新たに対応する必要があると想定される事項

	留意点および課題
評価方針	<ul style="list-style-type: none">●デリバティブを含む投資の場合に、評価方針を明確に文書化する。●会社の投資対象資産について、評価階層を網羅的に文書化する。●文書化された評価階層を「GIPS評価原則」で勧奨される評価階層と照合して、その差異を評価する。●会社が策定している評価方針通りに評価するための手続を文書化する。

ポートフォリオ評価に係る実務上の留意点および課題

- ◆同様に、ポートフォリオ評価に関する「評価手続」について、実務上、「会社」が留意、または新たに対応する必要があると想定される事項

	留意点および課題
評価手続	<ul style="list-style-type: none">● 文書化された方針および手続通りに実施している評価手続結果を第三者が確認できるように記録する。● デリバティブを含む投資の場合に、評価モデルおよび評価の前提条件等が合理的であり、一貫して適用されていることを確認する。 (不動産)● 「適切な外部評価」を実施する。<ul style="list-style-type: none">– 2012.1.1以前は36ヵ月毎、2012.1.1以降は12ヵ月毎 (I .6.A.4)– 独立した外部専門家による評価 (I .6.A.5)● (プライベート・エクイティ)● 選択している評価方法が、投資対象の性質、事実および状況に基づき、当該投資対象に最も適合したものであることを確認する。

2010年12月8日

GIPS 評価原則と実務上の留意点および課題